



こどもの発達サポートナビ

発達がゆっくりだったり、発達に凸凹があったりしても、安心して子育てできるように、東広島市にはいろいろな「サポート機関」がそろっています。「こんなこと聞いてもいいのかな?」「こんなときどうしたらいいの?」といったときに、この「サポートナビ」をひらいて、気軽にアクセスしてください。

幼児期

幼児期は、発達に関する違いやその子の「伸び」が気になる時期ですね。ご家庭だけで頑張りすぎないよう、じょうずに相談機関に相談していきましょう!

サポート (相談・支援機関)

同じ年代の子どもと
すこし違う気がする



東広島市こども家庭課

TEL 082-420-0407
FAX 082-424-1678

お子さんの発達 (ことば、かんしゃく、落ち着き等) や、関わり方、育児に関する保護者の心配ごとを一緒に考える相談窓口です。



東広島市子育て・障がい総合支援センター はあとふる

はあとふるでは、お子さんの様子をうかがったうえで、発達障がいの説明をします。また、ご要望があれば、医療機関や療育機関のご紹介をさせていただくこともあります。

発達障がいを診断して くれる医療機関

※広島県サイト



診断が出たので発達を
サポートしてほしい

公的な支援制度は
ありませんか?

東広島市子育て・
障がい総合支援センター
はあとふる

障害児相談支援事業
児童発達支援利用の
お手伝いなどサポート

東広島市障がい福祉課
TEL 082-420-0180
FAX 082-420-0181

学齡期

学齡期は、ひとりひとりの特徴や認知の違いによって、サポートの内容が変わってきます。就学前までに、教育委員会に相談することをお勧めします。就学後は、学校を中心にサポートが始まります。もちろん専門機関と学校は連携をとることもできます。



教育相談

まずは、教育委員会指導課へおたずねください

東広島市教育委員会指導課

TEL 082-420-0976 FAX 082-423-7551

広島県立黒瀬
特別支援学校

広島県立西条
特別支援学校

広島県立三原
特別支援学校

東広島市子育て・障がい
総合支援センター
はあとふる

就学後もコミュニケーションや
友達との関わりを学びたい
放課後の活動場所はどうか考えたらいい?



東広島市子育て・障がい
総合支援センター
はあとふる

障害児相談支援事業
「放課後等デイサービス利用の
お手伝い」など

東広島市子育て・障がい総合支援センター はあとふる

はあとふるは、子育て家庭や障がいのある方を
さまざまな角度から応援する複合相談施設です。

TEL 082-493-6073 FAX 082-424-3841

就学前の「教育相談」とは？

就学を前に、「発達に気になることがある」「小学校入学にあたって心配なことがある」などの相談をお受けするのが「教育委員会指導課」での「教育相談」です。

教育相談では…

- 特別支援学校への就学について
- 特別支援学級への入級について
- 通級指導教室への入級について



の相談もお受けしています。

なお、相談の際には、必ず事前に電話予約をお願いします。

TEL 082-420-0976 FAX 082-423-7551

利用計画案って必要なの？

障害児通所支援をお住まいの窓口で申請する際に、原則「障害児支援利用計画(案)」が必要となります。この利用計画案は、障害児相談支援事業所へ依頼するか、ご家族がご自分で作成することもできます。

「障害児支援利用計画(案)」とは、障がいのあるお子さんが自立した日常生活の支援を効果的に受けられるよう、障がいまたは家族などの状況等に応じて継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等が提供されるよう作成されるものです。利用計画(案)の作成に利用者負担はありません。「障害児支援利用計画(案)」については、東広島市障がい福祉課までおたずねください。

TEL 082-420-0180 FAX 082-420-0181

障害児相談支援事業所って？

身の回りのお困りごとや将来のことについて相談できる「相談支援専門員」が在籍しています。

相談支援事業所では、生活の中でのお困りごとや不安、希望する生活や願いについてうかがい、利用できるサービスなどについての情報提供などを行います。また、定期的に利用しているサービスの「モニタリング」(ふりかえり)を行い、皆さんと一緒に利用状況を確認し今後の生活や希望について検討します。

それってなかに

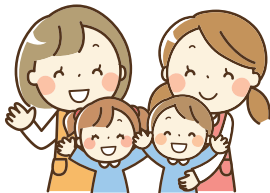
●児童発達支援事業って？

小学校就学前の6歳まで子ども達が支援を受ける施設です。
「日常生活の基本動作の不器用さ(食事、トイレ、着替えなど)」や「ことばの遅れ」「人と上手にコミュニケーションがとれない」「運動が苦手」「ずっと家族から離れない」「行動面でパニックになる、人を叩いてしまう」などの行動に対して、個別や小集団の環境のもと適応訓練などを行います。

●放課後等デイサービスって？

障がいのある就学児童(小学生、中学生、高校生)が、授業終了後や長期休暇中などに通うことができる施設です。

「生活力向上」のための様々なプログラムが行われています。日常生活動作の向上、運動機能の向上、学習面での困難さの改善、社会との交流体験などを行います。



ご利用の手続き

障がい福祉課へ障害児支援利用計画(案)を提出します。



受給者証の交付があります。



事業所と契約して利用開始です。

